

司法院釈字第395号（1996年2月2日）*

争 点

公懲会が再審議の議決に対する再審議の申請を認めない事件は違憲か。

（公懲會不許對再審議議決聲請再審議之案例違憲？）

キーワード

公務員懲戒法（公務員懲戒法）、公務員懲戒委員会、再審議の議決、再審議

解釈文：懲戒事件に関する議決は、法定事由に当たるとき、元移送機関または懲戒処分の相手方が再審議を移送または申請することができる。これは公務員懲戒法第三十三条第一項に定められるものである。ここでいう「懲戒事件に関する議決」は、再審議に対する議決をも含むべきである。公務員懲戒委員会再審字第三三五号事件およびその他この類の事件は、上述した解釈の趣旨に合致していない。公務員の訴訟権に対し法律の定めに超え制限した部分は、憲法

第二十三条で定める法律留保原則に違反し、本解釈が公布される日から引用しない。

解釈理由書：司法院大法官審理案件法第五条第一項第二款でいう、「終局確定裁判所の適用する法律または命令」は、終局確定裁判がされるとき、裁判の根拠とする法律もしくは命令、または法律もしくは命令に相当するものをいう。これはすでに本院釈字第一五四号解釈理由書が示されたとおりである。公務員懲戒委員会はその

*翻訳者：王薈琳

処務規則第七八条に基づき、「案例編集委員会」を設立し、事件の編集を任務とし、審議される事件の中から、その事件の状況または法律の見解を例として引用するに値するものを事件の例として編集し、審議する際に重要な参考にすること。その編集された「案例」

（事件の例）は、最高裁判所または行政裁判所の判例または決議に相当し、公務員懲戒委員会がすでにその事件の例を引用し、またはその具体的な内容を審議の根拠とするため、本院釈字第一五四号解釈の趣旨に基づき、上述した規定を適用する余地があり、ここに併せて説明しておく。

憲法第一六条は国民の訴訟権について規定している。それは、国民が法定手続により訴訟を提起し、また公平に審判を受ける権利・利益を確保するためにある。訴訟による救済の従うべきである手続については、立法機関が訴訟性質を衡量したうえ法律で合理的な規定を設け、憲法第二三条でいう法律留保原則を適用するわけである。公務員の憲法上保障される権

利は、公法上の職務関係に基づくとはいうものの、その職務上における遵守義務の範囲内に相当の制限がなされる。ただし、このほかに、公務員の権利・利益が侵害されたため法律による救済を求める権利は、制限される必要がある場合に、法律でなされるべきであり、「案例」（事件の例）を以って法律に超え制限したことをしてはならない。公務員懲戒委員会は公務員懲戒事件の議決について、公務員懲戒法第三三条第一項で挙げられる事項のその内一つに当たる場合、第三四条で定める所定期間内に、元移送機関または懲戒処分の相手方が再審議を移送または申請することができる。これは公務員懲戒委員会の議決に対し設けた特定の救済手続であり、実体の真実を発見し、また法規を妥当に適用するためにある。ただし、公務員懲戒委員会は懲戒事件を審議し、または再審議するにもかかわらず、いずれも公務員懲戒法で定める手続に基づき議決書を作成すべきであり、その議決の性質は議決の順番によって異なる。このように、刑事訴訟事件では、刑事

訴訟法第四三六条に基づき、再審の開始裁判が確定された後、裁判所はその各級審判の手続によって再び審判による判決は、同法第四三七条第三項の定めを除き、法律により上訴することができる。判決が確定された場合にも法律に基づき再審を求めることができる。民事訴訟事件においては、民事訴訟法第五〇五条は再審訴訟手続が各級審判の訴訟手続を準用し、それによる判決に対し法律に基づき上訴することができると定めている。確定された判決に対しては、民事訴訟法第四九六条以下の規定により、再審の訴えまたは再審の申請を提起することができる。行政訴訟事件では、行政訴訟法（行政事件訴訟法）第二八条および第三〇条により、行政裁判所の裁判は同条各款で定められる再審原因を備える場合に、行政裁判所に再審の訴えの提起または再審の申請を求めることができると定められている。それに再審裁判が上述した再審理由に当たる場合に再審を求めるができる。それゆえ、公務員懲戒法第三三条第一項でいう「懲戒事件に関する議決」は、

最初の第一次議決に限らず、もし再審議の議決は再び再審議の原因を持つ場合には、同法第三九条第二項でいう同一の原因で再審議を申請することができないという制限のある場合を除き、再審議の議決に対し異なる原因で再審議の申請を求めることができないわけではない。なぜなら、懲戒事件に対する議決は刑事訴訟法と違って、裁判と判決とのような分け方がされていないわけである。再審議の認められる事由については、公務員懲戒法第三三条第一項第一款により法規の適用には間違いのある場合もその一つに当たるゆえ、明らかに刑事訴訟法でいう単純に事実認定の錯誤救済に対する再審のほかに、法令の適用錯誤も非常上訴による救済の理由になる。したがって、この款でいう「法規適用錯誤」は、実体法と手続法を包括するため、再審議の議決を移送または申請する場合に、たとえ合法でないため却下されたとしても、まったくいずれも実質的な内容がないのみならず、さらに完全に救済の目的に達成できないわけでもない。理由のないため却下される

場合なら、大体実体にかかわるため、たとえ同条項第六款でいう最初の議決に影響するに値する重要な証拠が漏れたため斟酌しなかつたと論ずれば、それは確かに「影響」するかどうか、すなわちそれを以って再審議の議決を覆うに足りるかどうかは、判断上、ほぼ実体に関わるので、救済する効果がないとは言い難い。まして再審議を移送または申請する期間については、同法第三四条では三十日間の不变期間の制限を設けているため、刑事訴訟法とは完全に同じくにはならない（刑事訴訟法第四二四条、第四二五条を参照のこと）。上述したように、公務員懲戒法第三九条第二項は同一の原因で再審議を移送または申請してはならないという定めを置いているため、「最初の議決」に対する再審議の移送または申請することは、実質的に回数の制限を受けないということはあり得ない。もし法規適用には錯誤の有するという理由で再審議を移送または申請するのであれば、議決を経て、理由なしに却下された場合に、たとえこの議決の法律適用上なお錯誤の

有するとき、三十日の不变期間および同一の原因で再審議を移送または申請する制限を拘束されるため、「最初の議決」すなわち、「第一次の議決」に対し再審議を移送または申請することができなくなるわけである。ただし、もし「再審議に関する議決」への再審議の移送または申請するのを認めれば、救済を得るはずである。また、もし最初の議決に影響するに値する重要な証拠が漏れたため斟酌しなかつたという理由で移送または申請する場合には、その「証拠」の存在している事実に対する観察が過誤の有するとき、議決を経て理由なしに却下されるのであれば、上述した条文により同じ結果を導かれるため、再審議の移送または申請することをさせないとすれば、明らかに不公平であろう。

公務員懲戒委員会再審字第三三五号、第三五一号、第四一一号、第四五二号、第四七八号、第四八六号、第四八九号および第四九七号等の事件の要旨は、公務員懲戒法が再審議の議決を却下することに対し、さらに再審議する定

めを置いていない。これは同法第三十三条、第三十四条、第三十五条での再審議申請に関する規定の中に「最初の議決」を対象とすることをみると、その意味が明らかであろう。したがって、同法第三十三条が再審議の申請に関する規定は、第一次の裁決、すなわち最初の議決に対する再審議を意味するものである。再審議の議決に対する再審議を一切認めないのは、上述した解釈に合致していない。また公務員の訴訟権に対し法律の定めに超え制限した部分は憲法第二十三条でいう法律留保原則の規定に違反し、本解釈が公布される日から適用してはならない。

本解釈は、孫森焱大法官による補充意見書がある。